

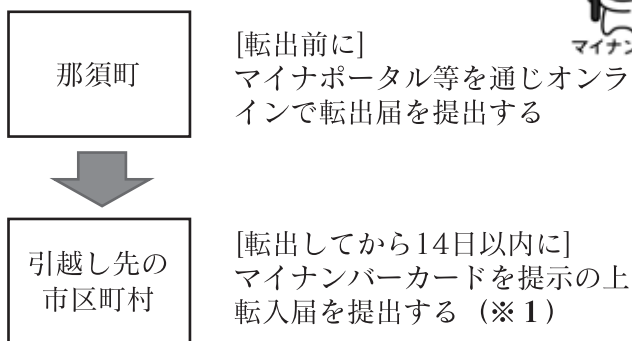
# 入学・転職・転勤などによる引越しで住所を異動する方は、 窓口での「正確な住所の届け出」が必要です！！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険や国民年金の資格の確認、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は最新のものにする必要があります。  
※正当な理由がなく住民票の異動の届け出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがありますので、正確な住所の届け出をお願いします。
- 令和5年2月6日から、「転出届」は、マイナンバーカードを使用して、マイナポータル等を通じて、提出できるようになりました。

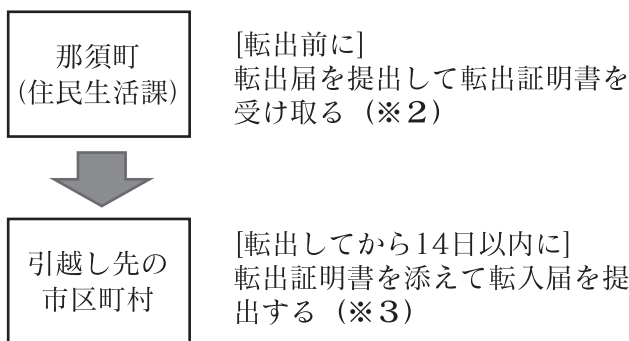
## 住民票の異動届（転出届、転入届、転居届など）の手続き方法

※届け出の際に必要な書類等は7ページをご確認ください。

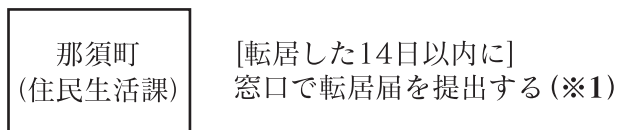
### ◎他の市区町村に転出・転入する場合 ＜オンラインでの届け出＞



### ＜窓口での届け出＞



### ◎町内で転居する場合



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

## マイナポイントに関するお知らせ

### ★マイナポイントの申込期限が令和5年5月末まで延長となりました。

※マイナポイントの付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和5年2月末までとなっています。

マイナンバーカードの申請期限

令和5年2月末まで（延長なし）

マイナポイントの申込期限

令和5年5月末まで（延長）

※決済サービスごとに申し込み終了日が異なる場合がありますので、ご注意ください。

■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎72-6908